

○堺市電子計算機管理運用規程（平成15年庁達第2号）

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 情報システムの管理及び運用（第3条―第6条）
- 第3章 情報セキュリティに係る基本方針（第7条―第14条）
- 第4章 雑則（第15条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、本市における情報システムの適正な管理及び効率的な運用を図るとともに、堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号。以下「条例」という。）の趣旨を踏まえ、情報セキュリティを確保することについて、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム 電子計算機を利用して行う業務処理の体系をいう。
- (2) 電子計算機 与えられた一連の処理手順に従って、情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力その他これらに類する処理を自動的に行う電子的機器の組織（当該機器を通信媒体により接続することで一体として処理を行う情報通信網（以下「ネットワーク」という。）を含む。）をいう。
- (3) 情報セキュリティ 情報資産の機密の保持並びに正確性、完全性及びあらかじめ定められた利用の範囲内において利用可能な状態を維持することをいう。
- (4) 情報資産 情報システムで取り扱う全ての機器（以下単に「機器」という。）及びデータをいう。
- (5) データ 電子計算機処理（条例第2条第8号に規定する電子計算機処理をいう。）に係る文字記録（電子計算機に入力し、又は電子計算機から出力された情報で、入出力帳票その他の用紙に文字又は記号で記録されたもの及び情報システムで保有する情報と同種の情報であって、紙媒体で保有するものをいう。）及び磁気記録（磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスクその他これらに類する媒体に記録されている情報をいう。）並びにこれらを複製したものを（これに準ずるものを含む。）をいう。
- (6) ドキュメント システム設計書、操作手引書、プログラム説明書、コード表その他電算処理に必要な仕様書類をいう。
- (7) 端末機 専ら通信回線を介して情報の電子計算機への入力又は電子計算機からの出力を行う装置をいう。
- (8) システム設置課 情報システムを所管している課（これに準ずる組織を含む。以下同じ。）をいう。
- (9) 業務所管課 システム設置課が所管する情報システムを利用して、自らが所管する特定の業務を行う課をいう。
- (10) 派遣労働者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約（第6条第3項において単に「労働者派遣契約」という。）に基づき本市に派遣され、本市の事務に従事している者をいう。
- (11) 職員等 本市の職員及び派遣労働者をいう。

第2章 情報システムの管理及び運用

（管理体制）

第3条 本市における全ての情報システムの適正な管理及び効率的な運用に係る事務を統括する最高責任者として、最高情報統括責任者を置き、ICTイノベーション推進室担任副市長をもってこれに充てる。

- 2 本市における全ての情報資産の取扱い及び情報セキュリティの確保に係る事務を統括する最高責任者として、最高情報セキュリティ責任者を置き、ICTイノベーション推進室担任副市長を

もってこれに充てる。

3 次に掲げる事務を総括して管理させるため、総括電算管理者を置き、ICTイノベーション推進室長の職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 電子計算機、電子計算機室等の適正な管理及び効率的な運用に関すること。
- (2) データ及びドキュメントの保護及び管理に関すること。
- (3) 端末機等の適正な管理及び効率的な運用に関すること。
- (4) 情報システムを適正に管理し、及び運用するための連絡体制の構築に関すること。
- (5) 情報セキュリティに関する意見の集約並びに職員等に対する教育、訓練、助言及び指示に関すること。

4 総括電算管理者を補佐させるため、副総括電算管理者を置き、ICTイノベーション推進室ICT政策担当課長の職にある者をもってこれに充てる。

5 前各項に定めるもののほか、市長は、情報システムの管理及び運用並びに情報セキュリティのための対策を実施するための組織的な管理体制を設けるものとする。

(情報セキュリティに関する統一的な窓口)

第3条の2 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティに関する障害、事故等の発生に備え、発生した障害、事故等を正確に把握し、及び分析することにより、被害の拡大の防止、情報資産の復旧、再発の防止等の措置を迅速かつ的確に行うことを可能とするため、これらの措置を統一的に行う機能を有する窓口をICTイノベーション推進室内に置くものとする。この場合において、当該窓口は、総括電算管理者が統括するものとする。

(電子計算機の設置等)

第4条 新たに情報システムに係る電子計算機を設置しようとする課の長又は所管する情報システムを改修しようとするシステム設置課の長（以下「システム設置課長」という。）は、あらかじめ副総括電算管理者と協議しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、システム設置課長及び業務所管課の長（以下「業務所管課長」という。）は、堺市財務規則（平成19年規則第56号）別表第2に掲げる電算事務に係る業務の委託又は情報システムに係る契約のうち随意契約によることができる契約に関する規則（昭和57年規則第49号）別表の第2号若しくは第3号に掲げる予定価格を超える契約をしようとするときは、あらかじめ当該委託又は契約の仕様内容について副総括電算管理者と協議しなければならない。

(処理事務の要件)

第5条 電子計算機によって処理する事務は、市長が所掌する事務又は市長が必要と認める事務であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市民サービスの向上を図ることができるもの
- (2) 労働の軽減を図ることができるもの
- (3) 経費の節減を図ることができるもの
- (4) その他行政水準の向上を図ることができるもの

(業務の委託等)

第6条 業務所管課長は、電子計算機による処理を伴う業務を外部に委託するときは、契約書に、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第27条に規定するもののほか、市長が別に定める個人情報（条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）のデータ保護に関する事項を明記するとともに、当該契約の相手方から当該事項を遵守する旨の誓約書を提出させなければならない。

2 業務所管課長は、個人情報の保護その他契約の適正な履行を確保するため必要があると認めるときは、所属職員に委託業務の処理の場に立ち合わせ、その処理状況等について必要な検査を行わせることができる。

3 業務所管課長は、派遣労働者に情報システムを利用した業務を行わせるときは、労働者派遣契約に係る書面に、市長が別に定める個人情報のデータ保護に関する事項を明記するとともに、派遣労働者から当該事項を遵守する旨の誓約書を提出させなければならない。

第3章 情報セキュリティに係る基本方針

(情報セキュリティに係る規程の整備)

第7条 市長は、本市における情報セキュリティを確保するため、この章に定める事項（以下「情

報セキュリティ基本方針」という。)に沿った対策基準(以下「情報セキュリティ対策基準」という。)を別に定めるものとする。

2 システム設置課長は、電子計算機の適正な管理及び運用を図るため、情報セキュリティ対策基準に基づいた具体的な実施手順を策定しなければならない。

3 システム設置課長は、前項の規定により策定した実施手順のうち、情報セキュリティの観点から機密性又は秘匿性の高い事項については、部外者の閲覧を禁止するなど、必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティポリシー等の遵守)

第8条 電子計算機を用いる処理に係る事務に従事する者(情報資産に関する事務に携わる全ての職員等及び外部委託事業者)は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準(以下これらを「情報セキュリティポリシー」という。)並びに前条第2項の実施手順を遵守し、当該事務を遂行しなければならない。

(情報資産に係る処理等)

第9条 職員等は、その従事する事務を遂行するために必要とされる処理の範囲を超えて、情報を処理してはならない。

2 職員等は、データ及びドキュメントの適正な管理を行うよう努めなければならない。

3 システム設置課長は、電子計算機室及びデータ保管施設への部外者の立入りを禁止するなど、データの保護に必要な措置を講じなければならない。

(平19庁達3・一改)

(情報資産の分類及び管理)

第10条 本市における情報資産の分類及び管理は、電子計算機の安全性及び信頼性を確保し、かつ、その効率的な利用を図ることを目的として、情報セキュリティ対策基準に定めるところにより行うものとする。

(情報資産に対する脅威)

第11条 職員等が十分認識していなければならない情報資産に対する脅威は、その発生度合及び発生した場合の影響等に鑑み、次のとおりとする。

(1) 他の職員等若しくは外部委託事業者又は部外者による不正アクセス又は不正操作によるデータ又はプログラムの持出、盗聴、改ざん及び消去

(2) 他の職員等又は外部委託事業者の故意又は過失による、データ又はプログラムの持出、変更及び消去

(3) 機器又は媒体の盗難等

(4) 規定外の端末接続によるデータ漏洩等

(5) 地震、津波、落雷、火災その他の災害、事故、故障等によるサービス又は業務の停止

(情報セキュリティ対策)

第12条 市長は、前条各号に規定する脅威に対処するため、次の対策を講じるものとする。

(1) 電子計算機を設置する施設への不正な立入りを防止し、及び情報資産を損傷、妨害その他の脅威から保護するための物理的な対策

(2) 情報セキュリティに関する権限及び責任の所在を定めるとともに、職員等に対する情報セキュリティの内容の周知徹底等、十分な教育及び啓発を講じた人的な対策

(3) 外部からの不正なアクセス等から情報資産を適切に保護するための情報資産へのアクセス制御及びネットワーク管理等の技術的な対策

(4) システム開発等の外部委託、ネットワークの監視その他の運用における対策

(監査の実施)

第13条 情報システムによって処理する事務が、情報セキュリティポリシーを遵守して適正になされているか否かについて監査するため、情報セキュリティ監査統括責任者を置く。

2 情報セキュリティ監査統括責任者は、ICTイノベーション推進室長の職にある者をもって充てる。

3 情報セキュリティ監査統括責任者は、第1項の規定による監査について、その期日、手法その他必要な事項を定め、年1回以上実施しなければならない。

4 情報セキュリティ監査統括責任者を補佐させるため、情報セキュリティ監査責任者を置き、

ICTイノベーション推進室ICT政策担当課長の職にある者をもってこれに充てる。

(評価及び見直し)

第14条 市長は、前条第1項の監査の結果等により、情報システムの管理及び運用並びに情報セキュリティの確保について、別に定めるところにより必要な見直しを行うものとする。

第4章 雑則

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、情報システムの管理及び運用並びに情報セキュリティの確保について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この庁達は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 旧堺市電子計算組織の運営に関する条例施行規則（昭和58年規則第57号）の規定によりなされた承認その他の行為は、この庁達の相当規定によりなされた承認その他の行為とみなす。

附 則（平成17年1月31日庁達第5号）

この庁達は、示達の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日庁達第9号）

この庁達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日庁達第3号）

この庁達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日庁達第8号）

この庁達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日庁達第19号）

この庁達は、示達の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日庁達第13号）

この庁達は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日庁達第5号）

この庁達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月11日庁達第13号）

この庁達は、示達の日から施行する。

附 則

この庁達は、令和2年4月1日から施行する。